

第三者委員会による調査報告及び意見書

麻生商店街振興組合 理事長 殿

令和3年10月26日

麻生商店街振興組合運営改善検討委員会(第三者委員会)

委員 鹿 角 健 太



委員 横 山 和 樹



第1 委嘱及び利害関係

麻生商店街振興組合(以下「組合」という。)は、令和3年7月1日、鹿角健太(弁護士)及び横山和樹(弁護士)に対し、後記事項に関する検討及び意見書の作成を委嘱した。

各委員は、第三者委員会として麻生商店街振興組合運営改善検討委員会(以下「当委員会」という。)を組織し、委嘱事項について調査・検討を行い、その結果を踏まえ以下のとおり報告・意見する。

なお、各委員は、組合との利害関係(従来からの法律顧問契約、理事等への従事等、継続的に役務に伴う対価関係が発生する関係)を有しない。

第2 委嘱事項

過去に発生した麻生商店街振興組合(以下「組合」という。)の運営及び会計に関する問題点を踏まえ、現在の組合の運営及び会計の実態を調査し、改善すべき事項を意見すること。

第3 委員会の開催

麻生商店街振興運営検討委員会(以下「当委員会」という。)は、下記のとおり、3回の委員会を開催し、事務局に確認を行うなど事実関係の調査を行い、検討事項につき検討を行った。

第1回 令和3年8月2日11時から

第2回 令和3年9月6日10時から

第3回 令和3年9月29日16時30分から

第4 聴取対象者及び調査資料等

現在の組合の運営及び会計の実態については、組合の奈良正彦事務局長（以下「事務局長」という。）より事情聴取（電子メールのやりとりを含む）を実施した。
また、事務局長より、以下の資料の提供を受けた。

- 1 定款
- 2 就業規則
- 3 麻生商店街振興組合諸規約・規定案（ただし、実際の運営のため適用されていない）（以下「組合規約案」という。）
- 4 情報開示規則案（ただし、実際の運営のため適用されていない）
- 5 商店街振興組合法第82条に関する決算書類一式（令和2年度）（以下「決算書類」という。）
- 6 平成31年（ワ）第257号訴訟事件和解調書（以下「訴訟事件和解調書」という。）
- 7 過去の不祥事に関する平成24年11月19日開催にかかる第8回特別委員会会議録（以下「特別委員会会議録」という。）

第5 当委員会の意見

当委員会は、調査の結果、以下のとおり意見する。

当委員会は、委嘱事項及び訴訟事件和解調書や特別委員会会議録を踏まえ、同訴訟事件のような紛争等の要因となる事項が今後発生しないよう、問題点を指摘し、改善点について意見するものである。

1 定款の内容及び体裁についての意見

- (1) 定款第56条に職員退職給与引当金の定めがあるところ、退職金については就業規則において退職金規程により定められる旨規定されているが、実際には給与規程や退職金規程が存在しない。

事務局長によれば、実際の運用は、「さぼ一とさっぽろ」の制度を利用し退職金を支給しているということであり、組合と職員との権利関係を明確にするため、実態と整合性を有するよう、退職金に関する規定を整備することが望ましい。

- (2) 定款第25条第2項（1）及び第40条第8項に、誤記と思われる表現（それぞれ、「組合たる」、「前項第7項」の表現）が認められたた。

特段の問題はないものの、次期の定時総会等により訂正をすることが望ましい。

2 経理や会計に関する規約や規程の整備についての意見

- (1) 実際の経理・会計の実態

調査によれば、経理・会計について以下のとおり実態が認められた。

ア 組合と理事との間の利益相反取引（自己契約を含む）については、理事会の承認を経ているが、条件等を定める規約や規定は存在しない。

イ 小口現金については、金庫において保管されておらず、事務機の専用引き

出しにおいて管理されている。

小口現金の管理方法について、規定は存在しない。

ウ 組合からの費用等の支出について、実際の運用としては5万円以上の支出や取引について理事会の決済が必要とされているが、支出の条件等に関して定める明文規定は存在しない。

また、特別委員会会議録の中に、3万円以上の支出について「理事長・専務理事の承諾」を要するかなのような記載も存在するが、明文規定はなく、当該条件に関する運用実態も不明である。

(2) 規約・規程整備の必要性

ア 組合規約の整備について

事務局長に提供された組合規約案が存在するが、この適用について理事会決議があったという公式な情報はなく、また前記(1)記載の実態と必ずしも整合していないことから、組合規約案が適用されている実態にあるとはいえない。

この点、過去の不祥事の発生は、収入と支出のルールが明確化されていなかったことに原因があるものと考えられる。

使途不明金が発生する主な原因は、金員が動く経過について責任者の定めや記録が残されるルールがなく、このため、誰が法的責任を負うべきかが明確ではないためである。

したがって、収入があった場合においていかなる者が責任者となりどのように管理するか、また支出を行う場合にはいかなる者の決済により実施し、どのように記録を残しておくか、等について詳細な基準を設けることにより、使途不明金の発生や、経理・会計の不明瞭を予防することが可能となる。

このため、改めて収入や財産の保管・管理の方法や、支出のルールを明確にする規約や規程を整備し、理事会決議によって運用のため適用することが必須である。

イ 小口現金管理について

今後定める規約等においては、小口現金の管理方法についても定めることが望ましい。

また、机の引き出しに小口現金を保管した場合、管理金額に齟齬が生じた場合の責任の所在が明確とならないため、金庫を設け、鍵の管理者、出庫の際の承認者などについても定めておくことが望ましい。

ウ 利益相反取引において

前記のとおり、組合と組合員との間の利益相反取引が行われる場合に、組合においては理事会の承認を要するとされているが、これは商店街振興組合法第50条の規定に沿った運用である。

この点、定款においては、第43条第2項(10)において報告についてのみ定めがあるのみであるが、組合員への周知と適切な運用がなされること

の担保として、第41条の議決事項に、上記法律の規定と同様の明文を設けることが望ましい。

また、組合保有財産を利用する場合においては、組合員と理事との間の信頼関係といった観点から、各組合員にも取引の機会について告知したり、相見積もりを取得したりすることなどについても、検討の余地があるといえる。

3 組合の決算や会計等の情報開示に関する規約や規程の整備についての意見
情報開示規則案は存在するが、実際の運用にあたり適用されていない。

このため、組合員が、いかなる場合において、いかなる方法により情報開示を申し出ることができ、また組合がいかなる方法により情報を開示すべきであるのかが明確に定まっていない。

組合の会計等の情報につき情報開示を受けることは、商店街振興組合法第53条、第54条に明記された権利でもあるため、仮に情報開示が円滑に進まない場合においてはトラブルや紛争に発展する可能性を否定できないことから、情報開示規則案を正式に適用するなどして円滑・公平に情報開示が実施されるよう、制度・運用を整備・適用する必要がある。

実際の制度の整備にあたっては、既存の情報開示規則案を活用することも検討できる。

以上